

返還不要の  
給付金です！

# 沖縄県 高等学校等奨学のための給付金 ～制度の概要～

## 1. 制度の概要

沖縄県高等学校等奨学のための給付金は、下記の支給要件を満たした高校生等の保護者等（親権者）に対して支給される**返還不要の給付金**です。

給付金を受給するためには申請が必要です。下記支給要件に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、**給付金を学校取扱金の支払いに充てることが可能**ですので、現在未納になっている方はご検討下さい。

## 2. 支給要件（基準日：令和5年7月1日）

下記(1)～(4)の要件すべてに該当する方が対象です。

- (1) 生徒が平成26年度以降に入学し、基準日現在在学中であり、かつ休学中でないこと。
- (2) 保護者等（親権者）が **道府県民税及び市町村民税所得割額がどちらも非課税** 又は、**生活保護（生業扶助）受給世帯** である者。
- (3) 保護者等（親権者）が沖縄県内に在住していること。（県外の場合は、その都道府県で申請）
- (4) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

## 3. 支給額

- \* 年1回、申請のあった口座に振り込みます。（遅くとも12月までには支給予定です。）
- \* 給付は、卒業まで通算3回（新入生前倒し一部給付除く）が上限です。
- \* 新入生前倒し一部給付を受けている場合は、既に支給された額を差引いた額が支給されます。

世帯種別		支給額（全日制）	
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円	
非課税世帯	15歳以上、23歳未満 の被扶養の兄・姉	いる	143,700円
		いない	117,100円



（※私立・通信制は金額が異なります。）

## 4. 提出書類

裏面参照。申請希望者は、書類を事務室まで貰いに来て下さい。

なお、昨年度の給付対象者及び1年生のうち支給要件を満たす可能性のある方へは郵送しています。

## 5. 提出期限

**令和5年7月31日（月）17時までに事務室へ提出**

## 6. 家計急変世帯について

- \* 非課税かどうかは課税証明書により審査しますが、  
課税証明書上は課税があるが、家計急変（離職等）により、実質非課税と同等であると認められる場合には、支給対象となります。  
その場合は、家計急変用の提出書類がありますので、事務担当へご相談下さい。

# 令和5年度 奨学のための給付金（本申請） に係る提出書類等確認票

対象者	提出書類	備考
全員（家計急変世帯除く）	高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）	
全員	委任状（様式7）	
初めて給付を受ける方・振込口座を変更したい方	債権者登録申請書	<振込口座の登録> ○名義：原則、申請者（保護者等） ※申請者以外の口座に振り込みたい場合は、依頼書が必要  ○通帳の写し：銀行名、支店名、名義人、口座番号がわかるもの
※以前に登録されている場合は省略可。	振込口座の通帳の写し	
振込口座名義が申請者と異なる場合	依頼書	
非課税世帯 ※生活保護受給世帯以外	保護者等（親権者）全員分の令和5年度課税証明書	
15歳以上23歳未満の被扶養の兄・姉がいる場合	生徒本人及び15歳以上23歳未満の被扶養の兄・姉の健康保険証の写し（貼付様式に貼付）	
国保に加入している場合（申請者＝世帯主）	扶養誓約書（様式6）	
国保に加入している場合（申請者≠世帯主）	扶養誓約書（様式6）、戸籍謄本	申請者と世帯主が異なる場合は、戸籍謄本が必要です。
やむを得ない理由により健康保険証の写しを提出できない場合	扶養誓約書（様式6）	やむを得ない理由…保険証を発行依頼中等
生活保護受給世帯（生業扶助）	生活保護受給証明書（様式2）	○証明書発行日…7月1日以降 ○受給開始日の記載有
家計急変世帯	高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1）	<家計急変世帯> …課税証明書上では課税があるため非課税世帯にあたらないが、実質、非課税世帯相当の収入である世帯。  ※定年退職等は家計急変の対象となりません。  ※生活保護（生業扶助）受給世帯は家計急変の対象となりません。  ※家計急変用の受給申請書（様式1）は事務室で配布します。
	<保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類> ○離職票、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書のいずれか ○死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類	
	<家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類> ○給与所得者：会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等 ○営業所得者：税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等	
	<その他必要書類> 個々の事情に合わせて、追加書類をお願いする場合があります。	

\* 給付金の支給対象となる生徒が複数名いる場合には、それぞれの生徒について「申請書（様式1）」、「委任状」が必要です。他の重複する書類については、一方は写しでOKです。  
 \* 保護者等（親権者）が全員沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県から給付を受けられるので、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせ下さい。